

# 鳥取市国際経済発展協議会規約

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 会員（第5条）
- 第3章 役員（第6条－第8条）
- 第4章 総会（第9条－第14条の2）
- 第5章 財産及び会計等（第15条－第18条）
- 第6章 規約の変更及び解散（第19条－第21条）
- 第7章 事務局（第22条）
- 第8章 補足（第23条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （名称）

第1条 本協議会は、鳥取市国際経済発展協議会（以下「協議会」という。）と称する。

#### （事務所）

第2条 本協議会は、主たる事務所を鳥取市経済観光部に置く。

2 本協議会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

#### （目的）

第3条 協議会は、市内企業・事業者及び市内経済・観光団体、貿易関係機関、金融機関、県・市等との緊密な連携のもとに、環日本海地域ほか海外における具体的な貿易振興、観光客誘致の施策の検討・実施に取り組み、経済・観光交流の一層の活発化を図ることにより、本市の経済発展を推進することを目的とする。

#### （事業）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 経済・観光交流推進のための情報交換・情報共有及び調査・研究
- (2) 経済・観光交流を推進のための具体的施策の検討・研究
- (3) 経済・観光交流推進のための講習会及び勉強会等の実施・参加
- (4) 市等が企画する経済交流推進事業での連携協力
- (5) 会員の相互連携やその他協議会の目的達成に必要な事項

## 第2章 会員

### (組織)

第5条 本協議会の会員は、協議会の目的に賛同した、次のいずれかに該当する者を会員とすることができる。

- (1) 市内事業所を有する企業（個人事業者を含む。）
- (2) 市内に活動の本拠を有する経済・観光団体等
- (3) 金融機関、貿易関係機関、産業支援機関、大学等
- (4) 鳥取県
- (5) 鳥取市
- (6) その他、会長が協議会の目的達成のため必要と認める者又は団体

2 会員以外に、公的機関のオブザーバー参加を認める。

## 第3章 役員

### (役員の種類及び定数)

第6条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2人

### (役員の仕事)

第7条 会長は、本協議会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、本協議会の業務及び会計を監査する。

### (選任等)

第8条 会長は鳥取市長をもって充て、副会長は総会において選出する。

- 2 監事は、総会において承認を受ける。
- 3 役員の仕事は、定期総会から翌年の定期総会までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠又は増員により選任された役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第4章 総会

### **(構成)**

第9条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

### **(権能)**

第10条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

### **(開催)**

第11条 総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員若しくは監事から招集の請求があったとき、開催する。

2 会長が必要と認めたときは、書面又は電磁的方法（以下「書面等」という。）による総会の開催とすることができる。

### **(議決)**

第12条 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

2 前条第2項の規定により、書面等による開催とした場合、「出席者」とあるのは、「会長の指定した期日までに書面等の提出等がなされた者」と読み替えるものとする。

### **(書面表決等)**

第13条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された審議事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合においては、その会員は総会に出席したものとみなす。

### **(議事録)**

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

第11条第2項の場合においては、書面等の送付日を総会の開催日とする。

(2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

#### **(専決処分)**

第14条の2 会長は、総会を招集する時間的余裕がないときは、総会において議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告しなければならない。

### **第5章 財産及び会計等**

#### **(財産)**

第15条 本協議会の財産は、寄付金品、財産から生じる収入、事業に伴う収入及びその他の収入をもって構成する。

2 本協議会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て別に定める。

#### **(会計年度)**

第15条の2 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### **(事業実施計画及び予算)**

第16条 本協議会の事業実施計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

#### **(事業報告及び決算)**

第17条 本協議会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書として作成し、監事の監査を受け、総会において議決を得なければならない。

#### **(書類の保存)**

第18条 当該事業に係る書類の保存期間は、当該事業終了後5年間とする。

### **第6章 規約の変更及び解散**

#### **(規約の変更)**

第19条 この規約は、総会において議決を得なければ変更することができない。

#### **(解散)**

第20条 本協議会は、総会において議決を得て解散することができる。

2 解散時に本協議会において有していた実績報告書や各種会計書類等の文書及び

当該事業の実施に係る責任並びに補償に関する事項について、本協議会の構成員となっている鳥取市が、当該事業終了後5年経過する間、引き継ぐものとする。

#### **(残余財産の処分)**

第21条 本協議会の解散のときに有する残余財産のうち、市の事業を実施して得た財産は、原則として市へ返還するものとし、個別に協議するものとする。

2 前項の残余財産以外は、総会において議決を得て、本協議会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

### **第7章 事務局**

#### **(設置等)**

第22条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長1名、職員若干名を置くことができ、その任免は会長が行う。

3 事務局には、常に次に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) 本規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員及び職員の名簿
- (4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- (5) その他必要な書類

### **第8章 補足**

#### **(委任)**

第23条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成27年4月27日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成29年5月20日から施行する。

#### 附 則

この規約は、令和2年5月29日から施行する。